

笠岡市  
障がい福祉計画（第6期）  
障がい児福祉計画（第2期）

令和3（2021）年  
笠 岡 市

## 目 次

第1章	計画の概要	
1	計画策定の目的	1
	■これまでの障がい者に関する法制度改正等の動向	2
2	計画策定の考え方	4
3	計画の期間	6
4	計画の策定体制	6
第2章	障がいのある人を取り巻く現状	
1	総人口	7
2	身体障がいのある人の現状	8
3	知的障がいのある人の現状	11
4	精神障がいのある人の現状	12
5	参考資料	13
第3章	前回計画の進捗状況	
1	笠岡市障がい福祉計画（第5期）の進捗状況	14
2	笠岡市障がい児福祉計画（第1期）の進捗状況	27
第4章	笠岡市障がい福祉計画（第6期）と笠岡市障がい児福祉計画（第2期）	
1	笠岡市障がい福祉計画（第6期）	31
2	笠岡市障がい児福祉計画（第2期）	45
資料編		
1	用語集	48
2	笠岡市福祉施策審議会条例	52
3	笠岡市福祉施策審議会 委員名簿	54

### ※「障がい」の表記について

この計画の中には、「障害」と「障がい」の2つの表記があります。法令や条例等の名称、定義された固有名称等については「障害」と表記し、人を表す場合は「障がい」と表記しています。

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の目的

我が国では、2006（平成18）年4月に障害者自立支援法が施行されて以降、障がい者福祉向上のための制度改正に向けた検討が進められてきました。2011（平成23）年には、「障害者基本法」が改正され、障がいのある人の定義が見直され、障がいのある人の地域社会における共生や、障がいに対する差別の禁止が示されています。そして、2013（平成25）年4月には、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へと改正され、障害福祉サービス等の対象となる人の範囲に難病等が加えられたほか、地域生活支援・就労支援への強化や障がいのある人の高齢化への対応など、新たなサービス体制等について定められました。

2016（平成28）年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、国の行政機関や地方公共団体での「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の提供」が義務化されました。さらに2018（平成30）年には、国において「障害者基本計画（第4次）」が策定され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すための基本的な方向が示されました。

岡山県においては、これらの制度改革や障がいのある人を取り巻く環境の変化等に対応するため、2021（令和3）年度を計画期間の開始とする「第4期岡山県障害者計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ることになっています。

笠岡市（以下、「本市」とする。）では、2018（平成30）年3月に障がい者施策全般の基本計画となる「第4次笠岡市障がい者福祉計画」を策定し、同時期に障害福祉サービス等の提供体制の確保について定める「笠岡市障がい福祉計画（第5期）」及び「笠岡市障がい児福祉計画（第1期）」（以下、「前回計画」とする。）を策定しました。

これらの計画のうち、前回計画については、2020（令和2）年度3月をもって計画期間が満了します。このことから、前回計画の進捗状況や課題等を踏まえ、国の動向や障がい福祉施設、障がいのある人のニーズを勘案した上で、2021（令和3）年度を始期とする新たな計画「笠岡市障がい福祉計画（第6期）」及び「笠岡市障がい児福祉計画（第2期）」を策定します。

策定にあたっては、社会情勢や本市の障がいのある人を取り巻く現状の変化等を踏まえ、より実効性のある計画を目指し、障がいのある人とその家族が、地域で安心して生活できる基盤の整備を進めていきます。

## ■これまでの障がい者に関する法制度改正等の動向

年	国の動き
2002年 (平成14年)	●障害者基本計画（第2次）の策定
2003年 (平成15年)	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
2005年 (平成17年)	○発達障害者支援法 施行 ・発達障害の定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
2006年 (平成18年)	○障害者自立支援法 施行 ・3障害に係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・費用負担のルール化 ・支給決定の仕組みの透明化, 明確化 ・就労支援の抜本的な強化 ○バリアフリー法 施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ・地域における重点的, 一体的なバリアフリー化の推進 ○[改正]教育基本法 施行 ・特別支援学校の創設, 特別支援教育の推進
2007年 (平成19年)	★障害者権利条約署名
2009年 (平成21年)	○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
2010年 (平成22年)	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障害を対象として明示
2011年 (平成23年)	○[改正] 障害者基本法 施行 ・目的規定及び障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
2012年 (平成24年)	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 ・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待防止法 施行 ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター, 障害者虐待防止センター設置の義務付け

★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

年	国の動き
2013年 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者総合支援法 施行（障害者自立支援法の改正） <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し（難病などを追加）</li> </ul> </li> <li>○障害者優先調達推進法 施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け</li> </ul> </li> <li>◆障害者法定雇用率引き上げ <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業 2.0%，国や地方公共団体など 2.3%，都道府県などの教育委員会 2.2%へ</li> </ul> </li> <li>●障害者基本計画（第3次）の策定</li> </ul>
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★障害者権利条約批准</li> </ul>
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者差別解消法 施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止</li> </ul> </li> <li>○[改正]障害者雇用促進法 施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務</li> <li>・苦情処理，紛争解決の援助</li> </ul> </li> <li>○[改正]発達障害者支援法 施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援</li> </ul> </li> <li>○成年後見制度の利用促進法の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用の促進について，基本理念や国及び地方公共団体の責務等を提示</li> </ul> </li> </ul>
2018年 (平成30年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者基本計画（第4次）の策定</li> <li>◆障害者法定雇用率引き上げ <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業 2.2%，国や地方公共団体など 2.5%，都道府県などの教育委員会 2.4%へ</li> </ul> </li> <li>○[改正]障害者総合支援法・児童福祉法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活の支援 ・障がい児支援のニーズの多様化への細かな対応</li> <li>・サービスの質の確保や向上に向けた環境整備</li> </ul> </li> <li>○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術活動の促進 ・地域での芸術作品の発表や交流等の促進</li> </ul> </li> </ul>
2019年 (令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○[改正]障害者雇用促進法 施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用推進者，障害者職業生活相談員の選任</li> <li>・任免状況の公表 ・免職する場合は公共職業安定所長への届出の義務</li> <li>・障害者法定雇用率の算定対象に関する書類の保存義務</li> </ul> </li> <li>○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館や学校などで，視覚障害者等の読書環境の整備を推進</li> </ul> </li> </ul>
2020年 (令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○[改正]障害者雇用促進法 施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者活躍推進計画の作成と公表</li> <li>・短時間の就労者に対応した特例給付金の創設</li> <li>・優良中小事業主としての認定制度の創設</li> </ul> </li> </ul>
2021年 (令和3年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者法定雇用率引き上げ <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業 2.3%，国や地方公共団体など 2.6%，都道府県などの教育委員会 2.5%へ</li> </ul> </li> </ul>

★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

## 2 計画策定の考え方

### (1) 国の定める基本指針の見直し

■ 笠岡市障がい福祉計画（第6期）及び笠岡市障がい児福祉計画（第2期）に係る基本指針の見直しについて

#### 1. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上
- ・ 障害福祉人材の確保

#### 2. 成果目標（計画期間が終了する2023（令和5）年度末の目標）

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実【項目の見直し】
- ④ 福祉施設から一般就労への移行
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】
- ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

## (2) 法的な位置づけ

今回の見直しでは、国の定める基本指針（以下、「基本指針」とする。）に即して、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の確保や見込量を定める「笠岡市障がい福祉計画（第6期）」及び「笠岡市障がい児福祉計画（第2期）」を策定します。

### 「第4次笠岡市障がい者福祉計画」

“障害者基本法”第11条第3項に基づく「市町村障害者基本計画」として策定し、障がい者施策全般に関わる基本理念や基本方針、目標を定める計画です。

### 「笠岡市障がい福祉計画（第6期）」

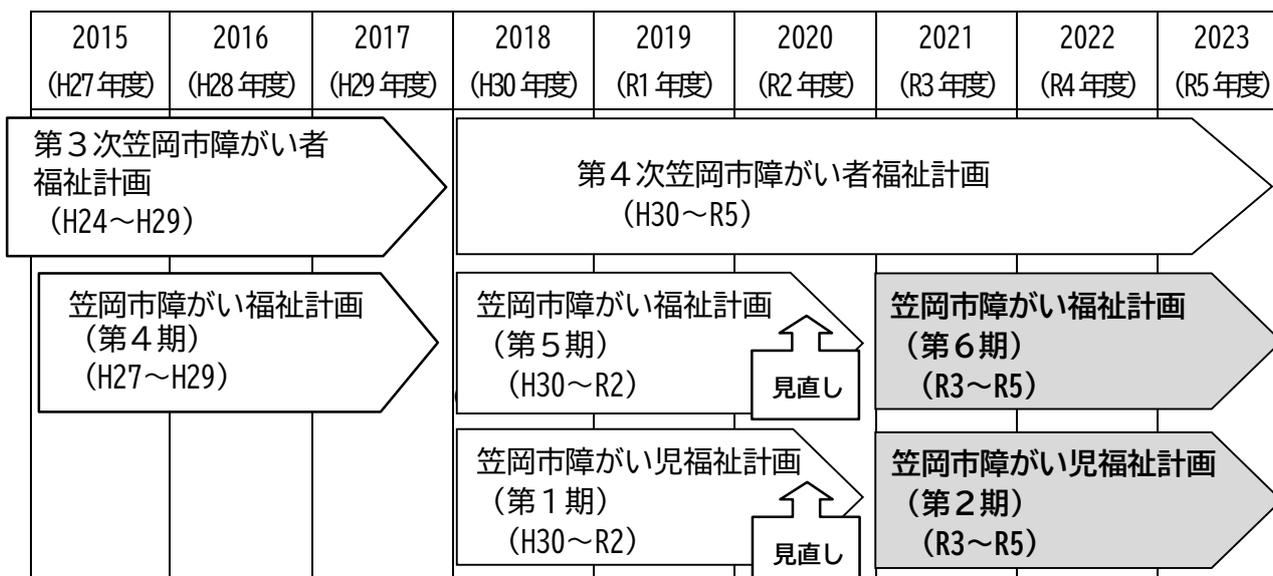
“障害者総合支援法”第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定し、基本方針に則して障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保等に関わる計画です。

### 「笠岡市障がい児福祉計画（第2期）」

“児童福祉法”第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するもので、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関わる計画です。

### 3 計画の期間

本計画の期間については、基本指針に則して2023（令和5）年度末の目標設定等を行うことから、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間とします。



### 4 計画の策定体制

#### (1) 笠岡市福祉施策審議会

障害福祉事業所や家族会をはじめ、医師会や歯科医師会、さらに公募市民を含めた15名で構成する「笠岡市福祉施策審議会」において、計画についての協議を行いました。

#### (2) 笠岡市障がい者福祉等に関するアンケート調査

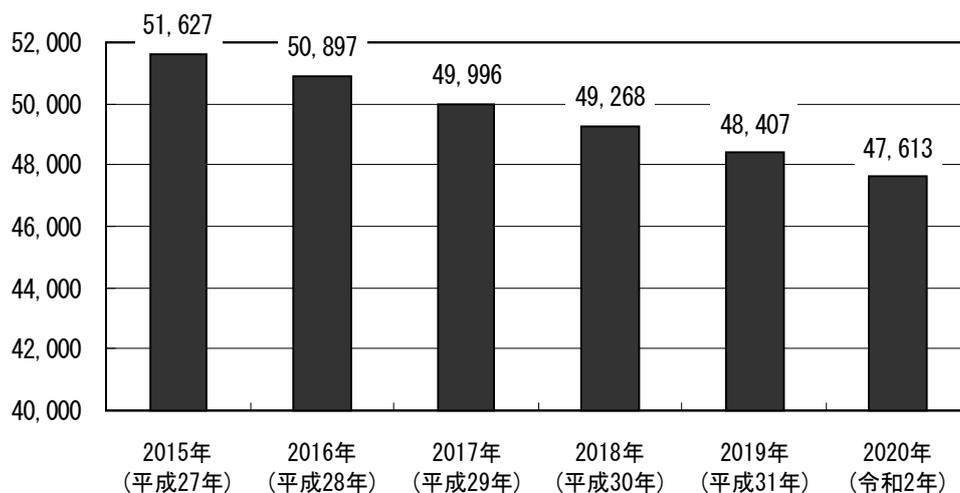
障がい福祉施策へ反映させるため、市内の障害福祉サービス事業者等に、事業の方向性やサービス等に関するご意見をいただきました。

## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

### 1 総人口

#### (1) 人口推移

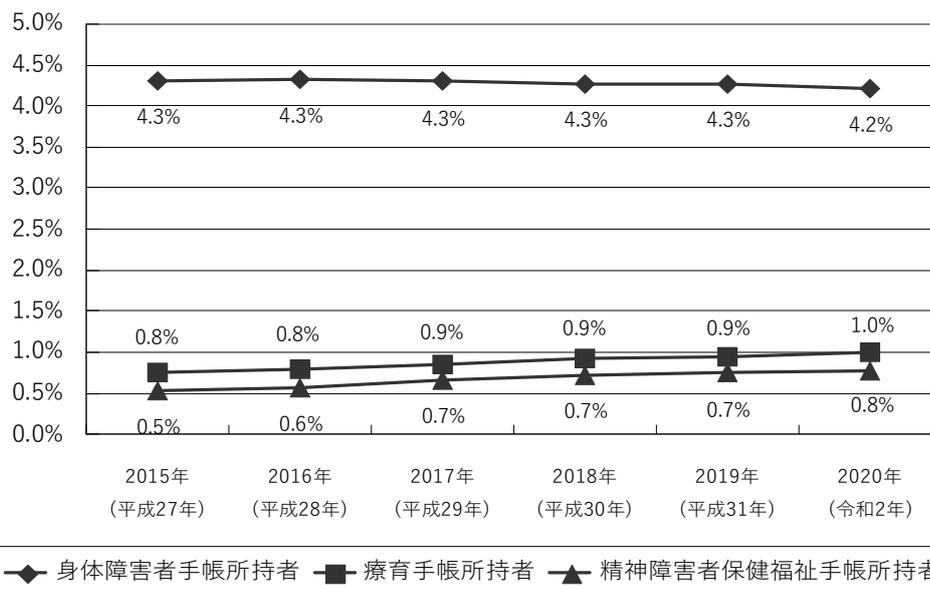
笠岡市の総人口は2015（平成27）年以降減少を続けており、2020（令和2）年3月末の総人口は47,613人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

#### (2) 総人口に対する障がい者割合の推移

総人口が減少を続けるなか、障害者手帳所持者割合は、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者で増加傾向にあり、身体障害者手帳所持者は横ばいとなっています。



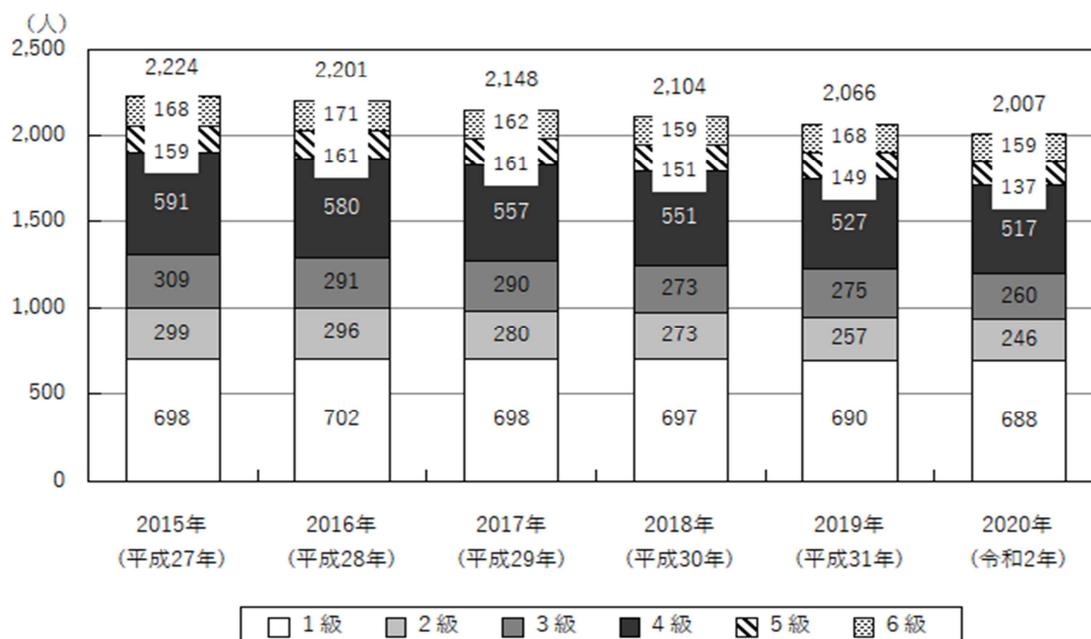
資料：地域福祉課（各年3月末現在）

## 2 身体障がいのある人の現状

### (1) 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

身体障害者手帳所持者数は2015（平成27）年以降減少傾向で推移しており、2020（令和2）年では2,007人となっています。

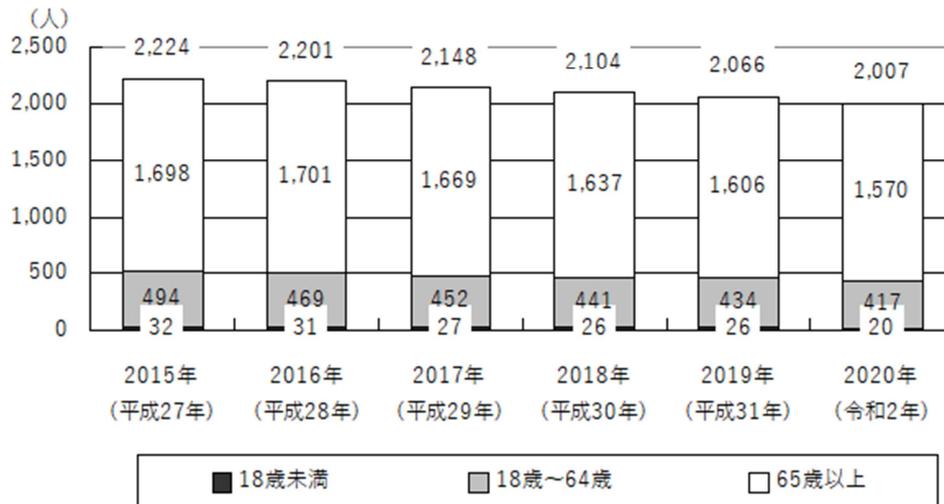
各手帳の等級については、2015（平成27）年から2020（令和2）年にかけて「1級」から「6級」全てに減少傾向が見られます。「1級」（-1.4%）、「2級」（-17.7%）、「3級」（-15.9%）、「4級」（-12.5%）、「5級」（-13.8%）、「6級」（-5.4%）の減少となっています。



資料：地域福祉課（各年3月末現在）

(2) 年齢区分別の推移

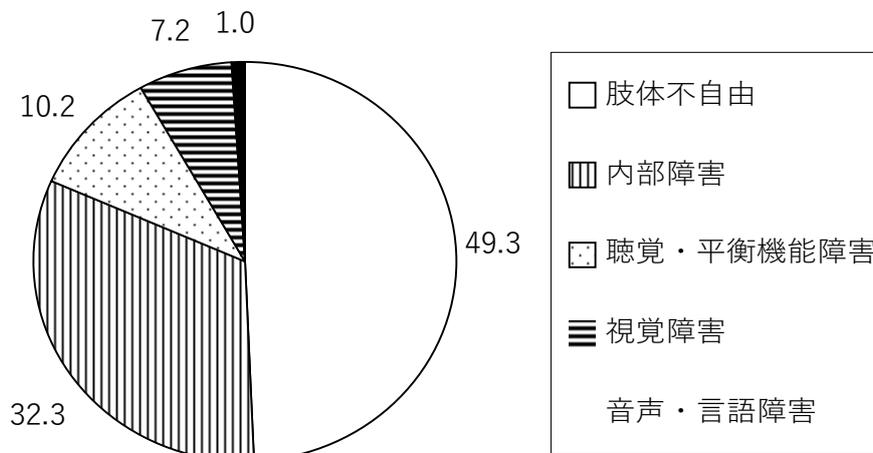
年齢3区分別にみると、「18歳未満」「18歳～64歳」「65歳以上」はいずれも減少傾向にあります。比率的には「65歳以上」が2020（令和2）年も全体の7割以上を占めています。



資料：地域福祉課（各年3月末現在）

(3) 障害種別割合

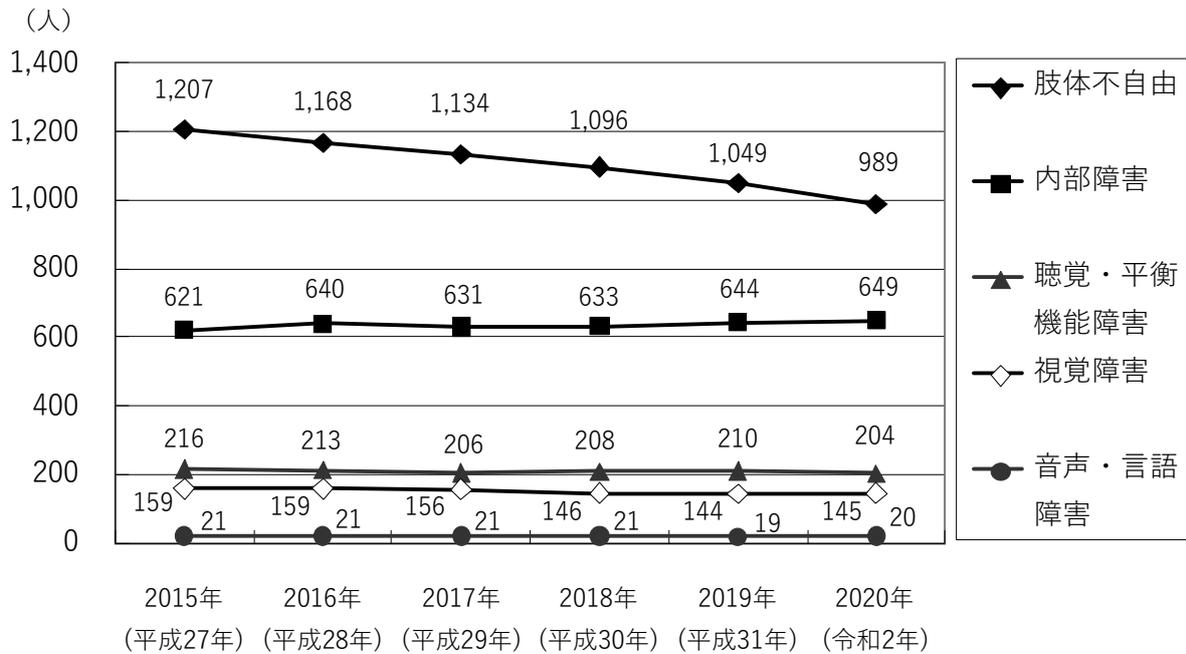
身体障害者手帳所持者の障害種別割合は、2020（令和2）年3月末時点では、合計2,007人のうち「肢体不自由」が最も多く49.3%と半数近くを占めており、次いで「内部障害」が32.3%「聴覚・平衡機能障害」が10.2%、「視覚障害」が7.2%、「音声・言語障害」が1.0%となっています。



資料：地域福祉課（2020（令和2）年3月末現在）

## (4) 障害種別人数の推移

「内部障害」はやや増加傾向にあり、この5年間で28人(+4.5%)の増加となっています。一方「肢体不自由」は減少傾向にあり、218人(-18.1%)の減少となっています。「聴覚・平衡機能障害」「視覚障害」「音声・言語障害」については、ほぼ横ばいとなっています。

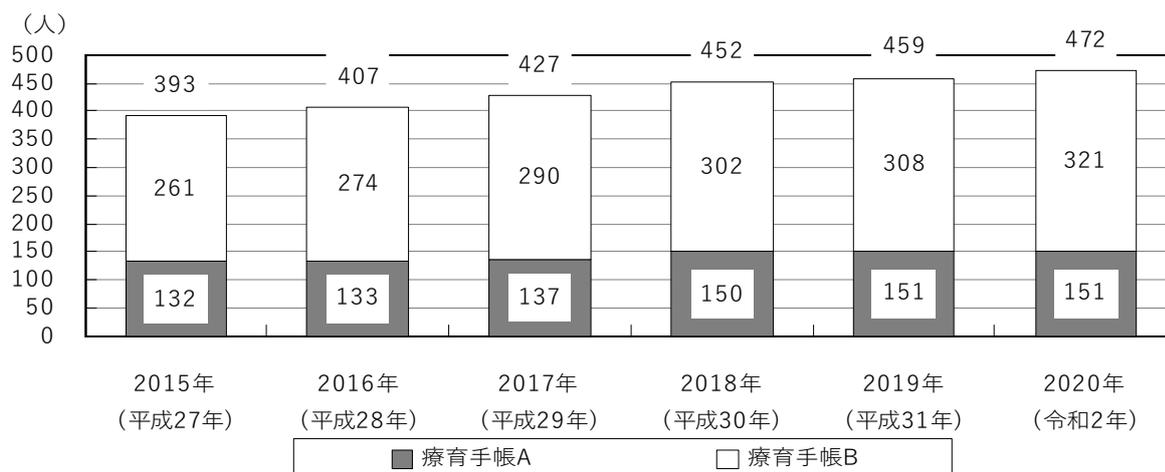


資料：地域福祉課（各年3月末現在）

### 3 知的障がいのある人の現状

#### (1) 療育手帳所持者数（等級別）の推移

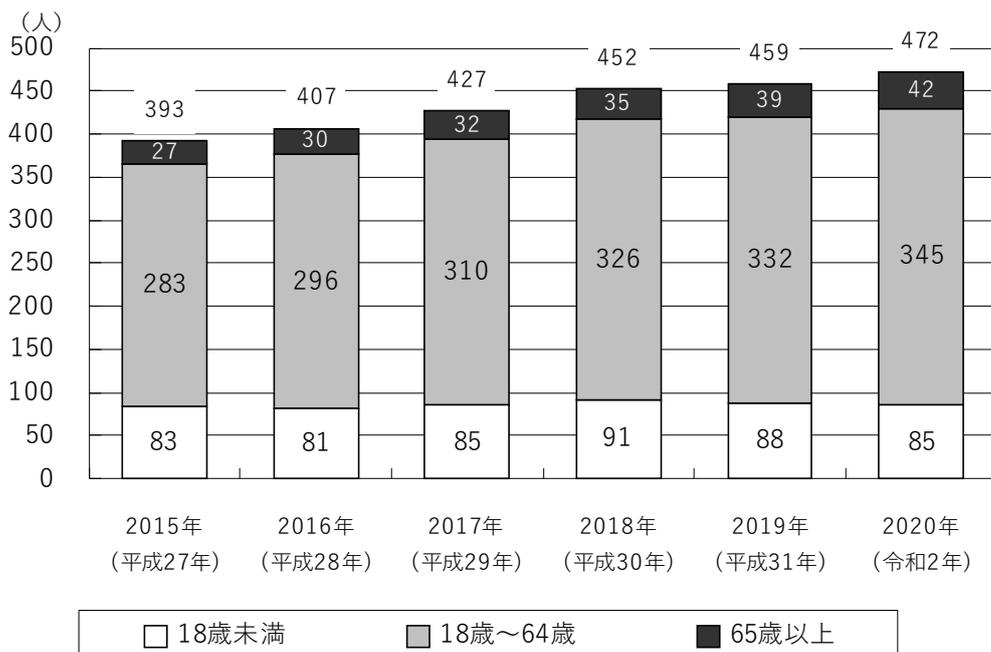
療育手帳所持者数は2015（平成27）年以降年々増加傾向にあり、2020（令和2）年までの5年間で79人（+20.1%）増加しています。等級別にみても「療育手帳A」は近年では増加から横ばいに移行し、「療育手帳B」は増加しています。



資料：地域福祉課（各年3月末現在）

#### (2) 年齢区分別の推移

年齢3区分別に見ると、「18歳～64歳」と「65歳以上」は概ね微増を続けています。「18歳未満」は増減を繰り返しながら推移しています。

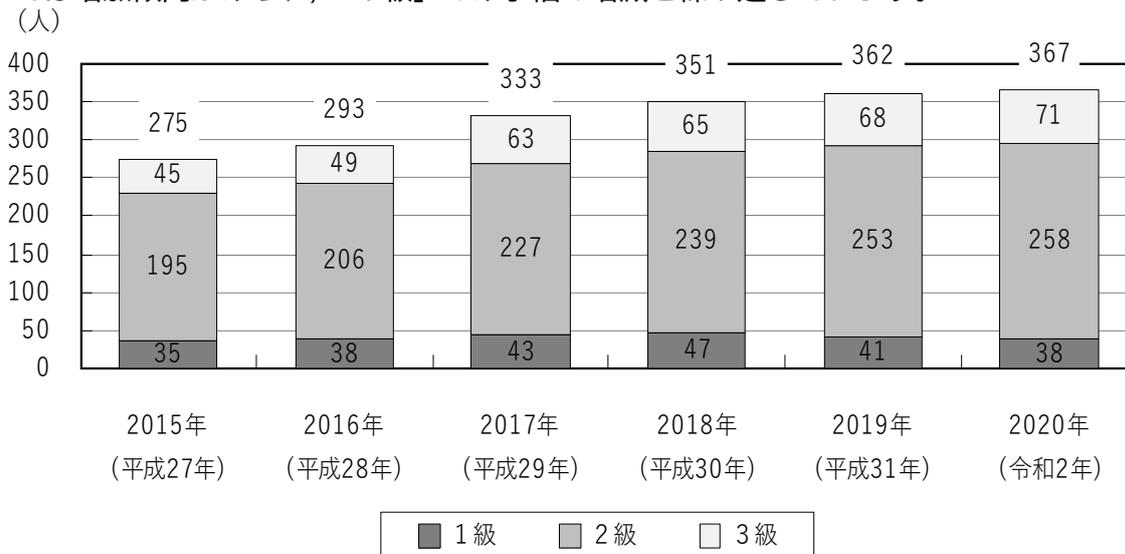


資料：地域福祉課（各年3月末現在）

## 4 精神障がいのある人の現状

### (1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

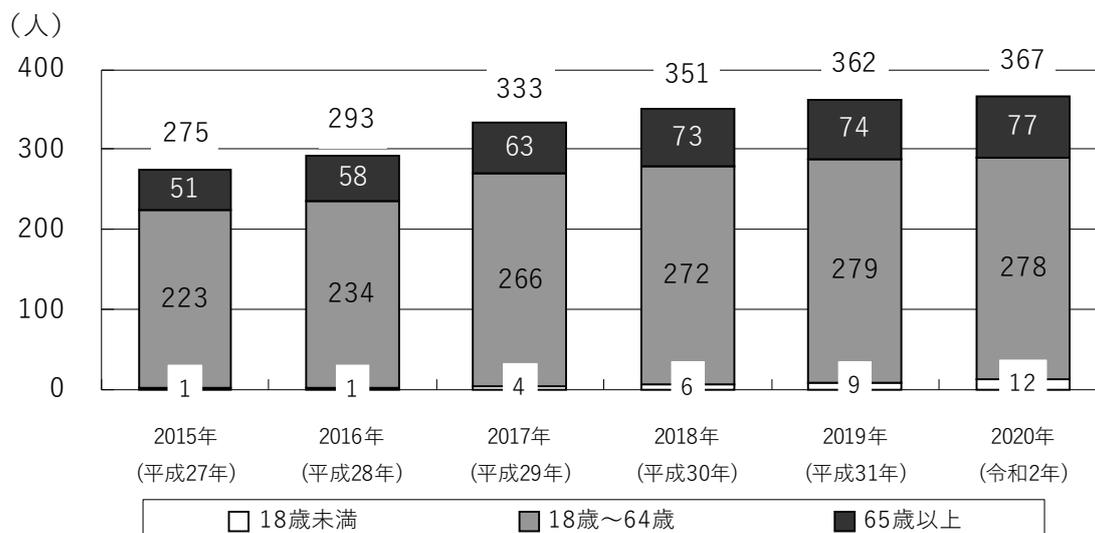
精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は毎年増加を続け、2015（平成27）年から2020（令和2）年までに92人（+33.5%）増加しています。等級別にみると、「2級」「3級」では増加傾向がみられ、「1級」のみ小幅の増減を繰り返しています。



資料：地域福祉課（各年3月末現在）

### (2) 年齢区分別の推移

年齢3区分別にみると、いずれも増加傾向にあります。が、「18歳～64歳」については2020（令和2）年時点で278人と実数的に最多であるものの、増加から横ばいに転じつつあるようです。



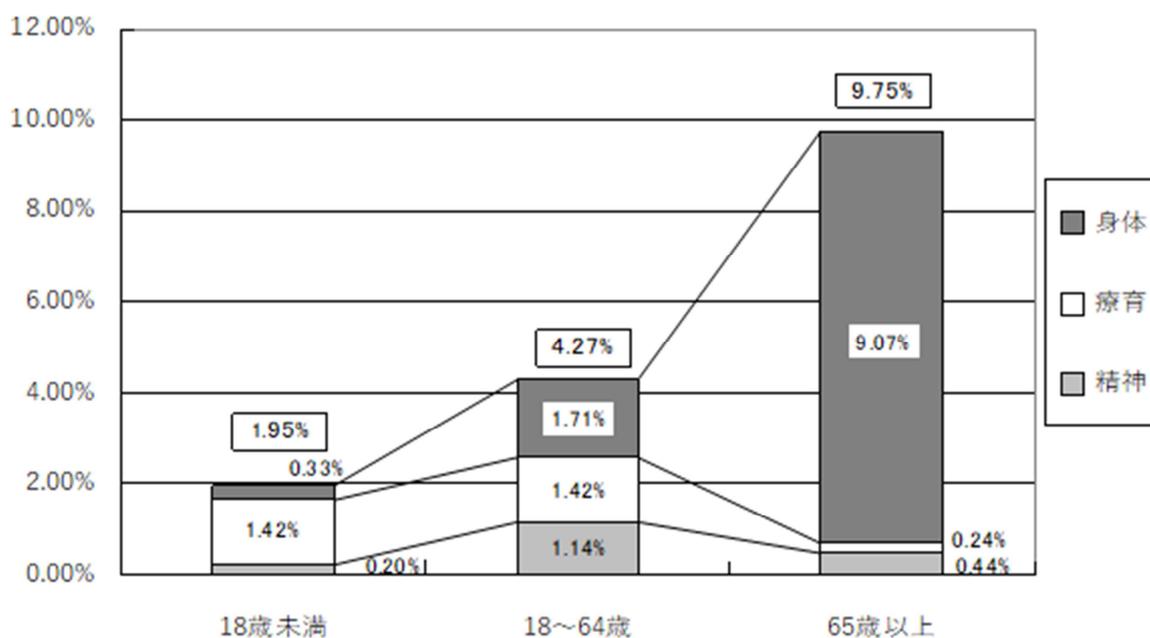
資料：地域福祉課（各年3月末現在）

## 5 参考資料

## (1) 年齢別人口における手帳所持者の割合

■年齢別人口における手帳所持者・非所持者の割合（複数手帳所持による重複あり）

手帳	18歳未満	18～64歳	65歳以上
手帳非所持者	98.05%	95.73%	90.25%
身体	0.33%	1.71%	9.07%
療育	1.42%	1.42%	0.24%
精神	0.20%	1.14%	0.44%
手帳所持者割合総合計	1.95%	4.27%	9.75%



資料：地域福祉課

## (2) 特別支援学級の生徒数について

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市内小・中学校生徒数（人）	3,177	3,161	3,096
特別支援学級生徒数（人）	101	109	119
比率（%）	3.2%	3.4%	3.8%

## 第3章 前回計画の進捗状況

### 1 笠岡市障がい福祉計画（第5期）の進捗状況

#### （1）成果目標の進捗状況

ここでは、笠岡市障がい福祉計画（第5期）の中で、設定された数値目標、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量と実績を比較することとします。

この比較により、各項目及び各種サービスごとの特徴点と傾向を把握した上で、笠岡市障がい福祉計画（第6期）の数値目標及び見込量の設定に生かすこととします。

#### ① 施設入所者の地域生活への移行

##### 【目標】

（ア）平成28年度末時点における施設入所支援の支給決定者数（＝73人）を令和2年度末までに71人以下に削減する。

##### ■各年度末時点の施設入所支援の支給決定者数

項目	基準値	実績値	実績値	実績値	目標値
	H28	H29	H30	R元	R2
施設入所者数(人)	73	77	70	66	71人以下

（イ）平成28年度末時点における施設入所支援の支給決定者数（＝73人）を令和2年度末までに7人以上地域生活へ移行する。

##### ■各年度末時点の地域生活移行者数

項目	基準値	実績値	実績値	実績値	目標値
	H28	H29	H30	R元	R2
地域生活移行者数 (累計数)(人)	—	1 (1.4%)	6 (8.2%)	9 (12.3%)	7人以上

※表の%表記は、平成28年度末時点における施設入所支援の支給決定者数（＝73人）に対する（イ）の表の地域生活移行者数の割合

##### 【進捗状況】

施設入所者数の削減については、目標値を大きく上回ることとなりました。また、地域生活移行者数についても目標値を上回っています。このことから、少しずつではありますが、施設入所者の地域移行が進んでいることが分かります。

施設での生活を選択される背景には、障がい程度の重度化、介護者の高齢化など様々な要因が考えられます。その中で、地域生活への移行を促進するためには、家庭環境や家族の心身状況を把握し、地域で生活する選択肢を提示できるよう、安心して生活することができる居住の場や日中活動の場の拡充、地域の支援体制の確保、地域住民の理解を深めるための啓発を図る必要があると考えています。

## ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【目標】

- ・令和2年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を市に設置する。

### 【進捗状況】

精神障がいのある人の数は、年々増加傾向にあり、保健・医療・福祉の連携が求められることが多くなっています。笠岡市では、平成29年度より医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護、訪問介護など各関係機関の協議の場である「笠岡市地域ケア会議」が設置され、精神障がいのある人の地域移行について協議を行っています。

	基準値	実績値	実績値	実績値	目標値
	H28	H29	H30	R元	R2
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	未設置	設置	設置	設置	設置

## ③ 地域生活支援拠点等の整備

### 【目標】

- ・令和2年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

### 【進捗状況】

	基準値	実績値	実績値	実績値	目標値
	H28	H29	H30	R元	R2
地域生活支援拠点等の整備	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置

## ④ 福祉施設から一般就労への移行

## 【目標】

(ア) 令和2年度中に、2人以上を就労移行支援事業等から一般就労へ移行する。

	基準値	実績値	目標値
	H28	R元	R2
一般就労移行者（人）	1	4	2人以上

(イ) 令和2年度末において、就労移行支援事業の利用者数を8人以上にする。

	基準値	実績値	目標値
	H28	R元	R2
就労移行支援事業利用者（人）	6	8	8人以上

(ウ) 令和2年度末において、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数を1か所以上とする。（※市内2か所）

	基準値	実績値	目標値
	H28	R元	R2
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数（か所）	1	2	1か所以上

(エ) 就労定着支援の開始から1年後の職場定着率を80%以上とする。

	基準値	実績値	目標値
	H28	R元	R2
職場定着率（%）	—	100	80%以上

## 【進捗状況】

一般就労移行者数については、目標値を上回っています。就労移行支援事業利用者は、平成30年11月に、新規事業所が開所されたこともあり、目標を達成しています。現在、笠岡市内の就労移行支援事業所は2か所あり、どちらも就労移行率3割以上を超えています。

令和元年度末における笠岡市内の就労定着支援事業所は、2か所です。支援開始から1年後の職場定着率は、100%となっています。なお、一方の事業所は、支援開始から1年間を経過していないため、令和元年度末の実績には反映していません。

障がいのある人の雇用と就労定着の推進に当たっては、ハローワークなどの関係機関と連携する必要があります。また、企業に対して障がいのある人の理解を深めるための取り組みや、障がいのある人の働く上での不安や不満を解消するため、相談体制の充実を図ることが必要と考えられます。

## (2) 障害福祉サービス

### ① 障害福祉サービスの内容

#### (ア) 訪問系サービス

	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルプサービスの支給が必要と判断された障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護、洗濯、掃除等の家事援助、通院等の介助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、掃除等の家事、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行うサービスです。
行動援護	知的障がい、精神障がいによる行動上の著しい困難があり、常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な障がいのある人で、その介護の必要な程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

## (イ) 日中活動系サービス

	サービスの内容
生活介護	昼間、介護が必要な障がいのある人に対し、施設等において食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な知的障がい、精神障がいのある人を対象に、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望し、知識、能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる人を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 A型	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援 B型	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障がいのある人に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行うサービスです。
短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行うサービスです。

## (ウ) 居住系サービス

	サービスの内容
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障がいのある人で一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、体調や生活面での課題などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むことができる障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、夜間や休日、入浴、排せつ又は食事の介護等を行うサービスです。

## (エ) 相談支援

	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する全ての人に、サービスの支給決定や変更の前に利用計画案を作成し、定期的に見直しを行うとともに、サービス事業者等との連絡調整を行うものです。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行うものです。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人や地域生活が不安定な障がいのある人等に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性により生じた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行うものです。

## ② 障害福祉サービスの利用状況

障害者総合支援法に基づき実施する介護給付と訓練等給付の実績です。それぞれの年度は、前回の笠岡市障がい者福祉計画の計画値（見込）を表しており、実績については、当該年度の3月末の実績を表しています。

## (ア) 訪問系サービス

訪問系サービスについては、利用人数が計画値を下回るサービスが目立っています。居宅介護については、月あたりの利用時間が計画値を上回っています。これは、障がいの重度化または、介護者の高齢化が原因であると考えられます。行動援護、重度障害者等包括支援については、笠岡市内に事業所はなく、利用はありませんでした。

	単位	H30 年度			R元年度			R2 年度
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値
居宅介護	実利用人数/月	72	69	95.8	72	72	100	72
	延べ利用時間/月	1,290	1,287	99.8	1,290	1,362	105.6	1,290
重度訪問介護	実利用人数/月	1	1	100	1	1	100	1
	延べ利用時間/月	800	854	106.8	800	766	95.8	800
同行援護	実利用人数/月	18	15	83.3	20	14	70	20
	延べ利用時間/月	90	93	103.3	100	86	86	100
行動援護	実利用人数/月	1	0	0	1	0	0	1
	延べ利用時間/月	50	0	0	50	0	0	50
重度障害者等包括支援	実利用人数/月	1	0	0	1	0	0	1
	延べ利用時間/月	50	0	0	50	0	0	50

※「実利用人数/月」は、年度末3月中に利用した実際の人数を合計した値

※「延べ利用時間/月」は、年度末3月中に利用した時間数を合計した値

※「実績」は年度末3月実績

## (イ) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、平成30年4月にB型事業所が新設されたこともあり、就労継続支援B型が計画値を上回っています。その他、自立訓練（生活訓練）で、計画値を上回っています。

	単位	H30年度			R元年度			R2年度
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値
生活介護	実利用人数/月	120	105	87.5	125	105	84	130
	延べ利用日数/月	2,110	2,050	97.2	2,150	2,137	99.4	2,200
自立訓練 (機能訓練)	実利用人数/月	1	0	0	1	0	0	1
	延べ利用日数/月	20	0	0	25	0	0	25
自立訓練 (生活訓練)	実利用人数/月	5	6	120	5	8	160	5
	延べ利用日数/月	95	120	126.3	95	186	195.8	95
就労移行支援	実利用人数/月	10	9	90	11	8	72.7	12
	延べ利用日数/月	160	159	99.4	175	155	88.6	180
就労継続支援A型	実利用人数/月	70	61	87.1	70	61	87.1	70
	延べ利用日数/月	1,400	1,155	82.5	1,400	1,167	83.3	1,400
就労継続支援B型	実利用人数/月	145	156	107.6	150	170	113.3	155
	延べ利用日数/月	2,450	2,651	108.2	2,530	2,901	114.7	2,620
就労定着支援	実利用人数/月	1	1	100	1	2	200	1
療養介護	年間実利用人数	17	16	94.1	17	17	100	17
短期入所 (福祉型)	実利用人数/月	13	9	69.2	13	8	61.5	15
	延べ利用日数/月	70	65	92.3	70	56	80	80
短期入所 (医療型)	実利用人数/月	2	0	0	2	1	50	2
	延べ利用日数/月	14	0	0	14	3	21.4	14

※「実利用人数/月」は、年度末3月中に利用した実際の人数を合計したもの

※「延べ利用日数/月」は、年度末3月中に利用した日数を合計したもの

※実績は年度末3月の実績

## (ウ) 居住系サービス

居住系サービスについては、共同生活援助、施設入所支援ともに計画値に収まっています。自立生活援助については、笠岡市内に事業所はなく、利用はありませんでした。

	単位	H30年度			R元年度			R2年度
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値
共同生活援助	実利用人数 /月	55	58	105.5	60	60	100	60
施設入所支援	実利用人数 /月	73	70	95.9	72	66	91.7	71
自立生活援助	実利用人数 /月	1	0	0	1	0	0	1

※「実利用人数/月」は、年度末3月中に利用した実際の人数を合計したもの

※実績は年度末3月の実績

## (エ) 計画相談支援等

計画相談支援等の利用状況は、計画相談支援が計画値を大きく上回っています。

	単位	H30年度			R元年度			R2年度
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値
計画相談支援	実利用人数 /月	60	66	110	60	91	151.7	60
地域移行支援	実利用人数 /月	2	0	0	2	1	50	2
地域定着支援	実利用人数 /月	0	1	0	1	1	100	1

※「実利用人数/月」は、年度末3月中に利用した実際の人数を合計したもの

※実績は年度末3月の実績

## (3) 地域生活支援事業について

## ① 地域生活支援事業の内容

障害者総合支援法において地域の実情に応じて実施することとされている事業です。各事業の目的や内容は、国が地域生活支援事業実施要綱において定めています。

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	市民の障がいのある人等への理解を深めるための研修会や啓発活動のこと。令和元年は笠岡市手話言語条例が平成30年4月に施行されたことに伴い、手話の理解を深める講演会を開催した。
自発的活動支援事業	地域で生活している精神障がいのある人やその家族等に対し、日中の居場所として自由に過ごすことができる空間を提供し、精神障がいのある人やその家族同士の交流や情報交換を図るとともに、ピアサポーターが利用者の相談に応じた。(ピアサポート活動支援)
相談支援事業 (基幹相談支援センター等機能強化事業)	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助等を供与するため専門的相談員を配置した。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有用な知的・精神の障がいのある人に、当制度の利用に要する費用の一部または全部を補助し当制度の利用を支援する。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がいのある人等に対し、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行い、日常生活における意思疎通を円滑に行い、聴覚障がいのある人等の福祉の増進を図る。
日常生活用具給付等事業	在宅の重度障がいのある人が、日常生活を営むことを容易にするため、一般に普及していない用具等を給付して福祉の向上を図る。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。
移動支援事業	障がいのある人等の社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出に伴う移動の支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進する。

地域活動支援センター機能強化事業		障がいのある人及び障がいのある児童を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センター事業の機能を充実強化し、障がいのある人等の地域生活支援を促進する。
日常生活支援事業	訪問入浴サービス	市内に住所を有する在宅で寝たきり重度身体障がいのある人に対し、入浴の機会を提供することにより、当該利用者の身体の清潔と健康の維持を図る。
	生活訓練等	障がいのある人が居宅で生活する上で必要となる訓練を行い、生活の質を向上させる。(料理教室、防災訓練 等)
	日中一時支援	障がいのある人(児)の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。
社会参加支援事業	レクリエーション活動等支援	障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、障がい者スポーツ大会等を開催し、障がいのある人等の社会参加を促進する。
	芸術文化活動振興	障がいのある人が文化や芸術に参加する機会を提供し、障がいのある人の表現活動を通して自分を表現し誇りを持って生きていける社会環境の実現を図る。
	点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がいのある人に広報紙をデージーや音声CDに音訳し、定期的に情報提供する。
	奉仕員養成研修	視覚障がいのある人への情報提供のための朗読奉仕員を養成する。

## ②地域生活支援事業の計画値と実績値

## (ア) 必須事業

サービス種類	単位	H30年度		R元年度		R2年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	有	無
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有
相談支援事業						
障害者相談支援事業	か所数	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	設置の有無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件/年	3	4	4	6	4
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	件/年	120	126	120	153	120
手話通訳者設置事業	件/年	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	件/年	5	3	5	2	5
自立生活支援用具	件/年	10	6	10	8	10
在宅療養等支援用具	件/年	10	4	10	3	10
情報・意思疎通支援用具	件/年	10	15	10	12	10
排せつ管理支援用具	件/年	370	369	370	379	370
住宅改修費	件/年	1	3	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了者数	12	10	12	5	12
移動支援事業	年間延べ利用人数	340	252	340	177	340
	年間延べ利用時間	2,200	1,075	2,200	900	2,200
地域活動支援センター	事業所数	4	4	4	4	4
	平均実利用人数/月	62	53	62	48	62

## (イ) 任意事業

サービス種類	単位	H30年度		R元年度		R2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画	
生活訓練事業	回/年	11	8	11	8	11	
日中一時支援事業	事業所数	17	21	17	22	17	
	年間延べ 利用回数	4,100	5,268	4,100	5,120	4,100	
訪問入浴サービス事業	事業所数	3	2	3	2	3	
	年間延べ 利用回数	86	21	86	88	86	
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	回数	2	3	2	3	2
	芸術・文化講座開催等事業	回数	2	1	2	1	2
	点字・声の広報等発行事業	回数	20	20	20	20	20
	奉仕員養成研修事業	講座数	4	3	4	3	4
	自動車改造助成事業	件数	2	3	2	3	2
権利擁護支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	

※実績は年度末3月の実績

## 2 笠岡市障がい児福祉計画（第1期）の進捗状況

### (1) 成果目標の進捗状況

笠岡市障がい児福祉計画（第1期）で設定した成果目標について、以下のような進捗状況となっています。

#### ① 児童発達支援センター

##### 【目標】

- ・令和2年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置する。

##### 【進捗状況】

児童発達支援センターは、児童発達支援事業所に加え、保育所等訪問支援や相談支援等の地域支援機能を有し、地域において中核的な役割を担う療育支援施設です。笠岡市では、平成29年度から設置済みです。

目標	単位	実績値		
		H30年度	R元年度	R2年度
児童発達支援センター設置	か所	1	1	1

#### ② 保育所等訪問支援

##### 【目標】

- ・令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

##### 【進捗状況】

笠岡市では、平成29年度から利用体制が整っています。

目標	単位	実績値		
		H30年度	R元年度	R2年度
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	か所	1	1	1

## ③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等

## 【目標】

- ・令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置する。

## 【進捗状況】

笠岡市では、児童発達支援事業所については、平成29年度から利用体制が整っていますが、放課後等デイサービス事業所については、確保できていない現状です。

目標	単位	実績値		
		H30年度	R元年度	R2年度
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	か所	1	1	1

## ④ 医療的ケア児支援のための協議の場

## 【目標】

- ・平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が医療的ケア児について連携を図るための協議の場を設置する。

## 【進捗状況】

笠岡市では、平成29年度より医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護、訪問介護など各関係機関の協議の場である「笠岡市地域ケア会議」が設置されています。しかし、医療的ケア児支援のための協議をしたことはないため、今後、その既存会議に「医療的ケア児支援」の議題を設け、支援体制の構築や連携体制を確保していくこととする。

目標	単位	実績値		
		H30年度	R元年度	R2年度
医療的ケア児の連携を図るための協議の場	か所	1	1	1

## (2) 障害児通所支援

## ① 障害児通所支援の内容

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。市内には該当施設はありませんが今後取り組みについて検討します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度の障がいのある児童に発達支援が提供できるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、モニタリングを行うなどの支援を行います。

## ② 障害児通所支援等

障害児通所支援等に関するサービスの利用状況は、児童発達支援、放課後等デイサービスについて、計画値を大きく上回っています。笠岡市内において、平成29年から令和元年9月にかけて、児童発達支援2か所、放課後等デイサービス4か所の開所があり、近隣の市町村においても同様に施設が増加しているため、計画値を大きく超えたものと考えられます。

	単位	H30年度			R元年度			R2年度
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値
児童発達支援	実利用人数／月	63	75	119.0	63	79	125.4	63
	延べ利用日数／月	500	547	109.4	500	492	98.4	500
医療型児童発達支援	実利用人数／月	0	1	0	0	1	0	0
	延べ利用日数／月	0	5	0	0	4	0	0
放課後等デイサービス	実利用人数／月	65	90	138.5	67	109	162.7	67
	延べ利用日数／月	585	746	127.5	600	836	139.3	600
保育所等訪問支援	実利用人数／月	1	1	100	1	0	0	1
	延べ利用日数／月	1	1	100	1	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	実利用人数／月	0	0	0	2	0	0	2
	延べ利用日数／月	0	0	0	20	0	0	20
障がい児相談支援	実利用人数／月	54	64	118.5	54	43	79.6	54

※「実利用人数／月」は、年度末3月中に利用した実際の人数を合計したもの

※「延べ利用日数／月」は、年度末3月中に利用した日数を合計したもの

※実績は年度末3月の実績

## 第4章 笠岡市障がい福祉計画（第6期）と笠岡市障がい児福祉計画（第2期）

### 1 笠岡市障がい福祉計画（第6期）

障害者総合支援法第87条に規定する国が定めた基本方針に基づき、成果目標と障害福祉サービス等の必要な量の見込みを定めます。

#### (1) 成果目標

##### ① 施設入所者の地域生活への移行

###### 【目標】

- (ア) 令和元年度末時点における施設入所支援の支給決定者数（＝66人）を令和5年度末までに64人以下に削減する。
- (イ) 令和元年度末時点における施設入所支援の支給決定者数（＝66人）を令和5年度末までに4人以上地域生活へ移行する。

項目	数値	備考
令和元年度末時点の施設入所者数（A）	66人	—
【目標値】 令和5年度末入所者数（B）	64人	令和元年度末時点の施設入所者数を1.6%以上削減した人数
【目標値】 削減見込（A）－（B）	2人	—
【目標値】 地域生活移行者	4人以上	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上に相当する人数

###### 【確保に向けての方策】

- ・障害者支援施設に入所している障がい者または、精神科病院に入院している障がい者が地域への移行を希望した場合、笠岡市・里庄町相談支援センターや計画相談事業所等と連携を図り、円滑に地域生活への移行ができるよう支援を行う。
- ・居宅での生活を支援する訪問系サービス、訓練の場・創作活動の場、憩いの場である日中活動系サービスを充実させます。
- ・地域生活支援拠点等の整備を進め、一人暮らしなどの地域生活を体験する体制を確保し、地域移行を推進する。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市では、精神障がいのある人にも対応することができる障がい福祉の地域資源（事業所）がまだ不十分です。このため、ももの里病院や備中保健所井笠支所を中心に地域移行・地域定着の支援を行っており、病院、保健、障害福祉サービスの連携による地域移行の体制整備が急がれる現状にあります。

地域移行を進める中で、住まいの確保、地域での受け入れの困難などの課題が浮き彫りになっています。さらに、ひきこもりの約半数は、精神疾患を抱えていると言われてはいますが、実態把握ができていない状況です。今後は、実態把握に積極的に取り組むとともに、相談支援の充実や居場所づくり、市民への精神疾患への理解等も併せて対応していく必要があります。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況と1年間の開催見込	4	4	4
精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数（実利用人数/月）	1	1	1
精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数（実利用人数/月）	1	1	1
精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数（実利用人数/月）	11	12	13

※実利用人数は、1年間に利用した実際の人数の月平均

【確保に向けての方策】

国は、平成29年2月に、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合いが包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを新たな理念として明確にしました。本市におきましても、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができる取り組みを進めていきます。精神障がいのある人は、その疾患の特徴ゆえに不安定で、治療が中断しやすく、生活上の多様なつまずきを持つことが考えられます。この特性に柔軟に対応できるような在宅ケアや通院・入院医療が一体的に提供できるシステムの構築を目指します。

・相談窓口の設置

地域包括ケアシステムでは予防の視点を重視しています。精神障がいのある人の予防については、「様々な相談窓口」が、その役割の1つを担う場としてあげられています。自分がメンタルヘルスの不調を感じた時、あるいは家族や知人に精神疾患が疑われるときに、気軽に相談できる窓口として、笠岡市・里庄町 相談支援センターを設置し、早期支援に努めています。

・入院期間の短期化と地域での継続支援

市内に心療内科・精神科の専門病院があり、様々なところの不調や病気について通院・入院治療を受けることができます。国の統計では、地域のサービスを十分利用できない理由から、精神病床からの退院者の約4割が1年以内に再入院している現状があります。今後は、地域精神保健医療福祉社会資源分析データベース・ReMHRAD（リムラッド）を活用して、地域の精神医療の需要と定着状況を具体的な数字から分析したり、病院や県と連携し、長期に入院されている当事者やその家族との交流を図り、地域生活の意向があれば、デイケアや訪問看護、障害福祉サービスなど地域のサービスを利用しながら退院を支援できる体制を構築します。

・社会参加，地域の支えあい

病状や障がいによる生きづらさを抱えている精神障がいのある人の地域生活を支援するには、制度で位置づけられたサービスだけでは支えることに限界があります。同じ疾患をもつ仲間や近隣住民，民生委員など，住民組織やボランティアが，日常的に声かけや見守りのある安心できる居場所を地域の中で創っていきます。

さらに，統合失調症やうつ病・躁うつ病だけでなく，児童・思春期精神疾患，発達障がい，依存症高次脳機能障がい，摂食障がいなど疾患によるニーズの多様化や8050問題や認知症と精神疾患の同居など課題が複雑化した世帯の増加がみられていることから，その対応として，保健・医療・福祉関係者・当事者・家族など，重層的な連携による支援体制を構築し，協議の場を設置するよう努め，安心して自分らしく暮らすことができる取り組みを進めていきます。

### ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の整備

地域生活支援拠点は、グループホームまたは入所施設に、地域において求められる①相談（地域生活への移行、親元からの自立等）、②体験の機会や場の提供（一人暮らし、グループホームへの入居等）、③緊急時の受入・対応（短期入所の対応等）、④専門性の確保（人材の確保・養成・連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点の整備・コーディネーターの配置等）の機能を付加したものです。

この「地域生活支援拠点」の整備にあたっては、地域の複数の機関が分担して機能を担う体制（面的整備）も認められているため、「地域生活支援拠点等」とされています。

#### 【目標】

- ・令和5年度末までに地域生活支援拠点等の機能の整備のための運用状況の検証及び検討を年1回行う。

項目	基準値	目標値
	令和2年度	令和5年度末
地域生活支援拠点等の整備	未整備	整備
地域生活支援拠点等の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の機会	—	1回/年

#### 【確保に向けての方策】

- ・地域生活支援拠点等の整備については、令和4年度末までの体制構築に向けて笠岡市・里庄町自立支援協議会で協議を行い、面的整備型として関係機関等と連携しながら準備を進めます。
- ・笠岡市・里庄町自立支援協議会において、定期的な取組状況の報告や事例を共有し、協議を行います。

④ 福祉施設から一般就労への移行等【一部新規】

【目標】

(ア) 令和5年度中に就労移行支援事業等（※1）を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にする。

（※1 生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援を行う事業）

項目	数値	備考
令和元年度中の年間一般就労移行者数（A）	4人	就労移行支援事業所等を通じた移行者数
【目標値】 令和5年度中の年間一般就労移行者数	7人 (Aの1.27倍以上)	就労移行支援事業所等を通じた移行者数

(イ) 令和5年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.3倍以上にする。

項目	数値	備考
令和元年度中の年間一般就労移行者数（B）	3人	就労移行支援を通じた移行者数
【目標値】 令和5年度中の年間一般就労移行者数	4人 (Bの1.3倍以上)	就労移行支援を通じた移行者数

(ウ) 令和5年度中に就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を1人以上目指す。

項目	数値	備考
令和元年度中の年間一般就労移行者数（C）	0人	就労継続支援A型を通じた移行者数
【目標値】 令和5年度中の年間一般就労移行者数	1人	就労継続支援A型を通じた移行者数

（工）令和5年度中に就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.23倍以上にする。

項目	数値	備考
令和元年度中の年間一般就労移行者数（D）	1人	就労継続支援B型を通じた移行者数
【目標値】 令和5年度中の年間一般就労移行者数	2人 (Cの1.23倍以上)	就労継続支援B型を通じた移行者数

（オ）就労定着支援事業の利用者数を、令和5年度中に就労移行支援事業等を利用して一般就労する者の70%以上にする。

項目	数値
【目標値】 令和5年度における就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合	70%以上

（カ）令和5年度の市内就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所の割合が70%以上を目指す。

項目	数値
【目標値】 令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所数の割合	70%以上

【確保に向けての方策】

- ・ 就労継続支援A型事業所の経営改善や経営力の強化を岡山県等と連携しながら支援します。
- ・ 障害者就労施設等からの物品等の優先調達や障害者施設に通所する障がい者の収入向上の取組を支援します。
- ・ 本市では、就労支援員を配置しています。倉敷障がい者就業・生活支援センター、ハ

ローワークや就労移行支援事業所等と連携し、就労に関する情報提供、就労に向けた支援、就労中の支援、離職後の支援など、利用者の状況、ライフステージに応じた支援を進めるとともに、新たな雇用の場の開拓によって就労の場の確保を図ります。

⑤ 相談支援体制の充実・強化等【新規】

【目標】

- ・総合的・専門的な相談支援体制を確保する。
- ・地域の相談支援体制を強化する。

【確保に向けて】

- ・障がいの種別や地域により異なる多種多様な相談内容に加え、家族構成や家庭環境による複合的な課題に対応できるように、総合的な相談体制の強化に取り組みます。また、笠岡市・里庄町相談支援センターや相談支援事業所等での専門的な相談支援体制の向上が図れるよう、知識や情報等の共有を進めていきます。
- ・施設退所後の障がいのある人や病院を退院した障がいのある人に対して、安心して地域で生活するための相談体制を強化します。また、地域移行・地域定着に向けた訪問相談、対象者及び家族への情報提供に努めるとともに、笠岡市・里庄町相談支援センター、医療機関、保健所等行政機関との連携と調整を図ります。
- ・特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所のさらなる確保のため、本市として施設の開設整備に係る独自補助金を引き続き継続して行います。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者の人材育成を支援する件数（件）	3	3	3
地域の相談支援機関との連携を強化する取組の実施件数（件）	3	3	3

⑥ 障害福祉サービス等の質の向上【新規】

【目標】

- ・ 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

【質の向上に向けて】

- ・ 障がいのある人が真に必要なサービスを提供するため、生活の実態把握や実際に必要とするサービスが提供できているかどうか、現状を把握することが必要となる。そのため、岡山県が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ参加し、サービスの質の向上へ体制を整える。
- ・ サービス事業所からの請求状況をシステムにより確認し、適切な運営を行っている事業所を確保する。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数見込（人）	3	3	3
障害者自立支援審査支払のシステム等による審査結果を分析し、その結果を活用して事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び共有回数（回）	有／1	有／1	有／1

（2）障害福祉サービスの見込量

各種サービスについては、過去3年間の実績を基に第6期の計画値を定めました。実績値は、各年度の平均値を掲示しています。ただし、令和2年度のみ前期6ヶ月の平均値です。

（ア） 訪問系サービス

a. 居宅介護		実績値			計画値		
	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人	67.7	72.7	69.3	77	78	79
利用見込量	時間/月	1,263.3	1,305.4	1,438.0	1,460	1,480	1,500

b. 重度訪問介護		実績値			計画値		
	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人	1	1	1	1	1	1
利用見込量	時間/月	782.3	818.2	773.8	800	800	800

c. 同行援護		実績値			計画値		
	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人	11.9	14.2	10.5	15	15	15
利用見込量	時間/月	63	91.8	77.0	90	90	90

d. 行動援護		実績値			計画値		
	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人	0	0	0	1	1	1
利用見込量	時間/月	0	0	0	50	50	50

e. 重度障害者等包括支援		実績値			計画値		
	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人	0	0	0	1	1	1
利用見込量	時間/月	0	0	0	50	50	50

※実利用人数は、1年間に利用した実際の人数の月平均

※利用見込量「時間/月」は、1年間に利用した時間数の月平均

(イ) 日中活動系サービス

a. 生活介護		実績値			計画値		
	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人	104.7	104.7	112.3	120	125	130
利用見込量	日/月	2,033.2	2,044.1	2,222.7	2,300	2,350	2,400

b. 自立訓練（機能訓練）		実績値			計画値		
	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人	0.4	0.0	0.0	1	1	1
利用見込量	日/月	8.5	0.0	0.0	25	25	25

b. 自立訓練（生活訓練）		実績値			計画値		
	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人	3.7	6.0	7.0	9	10	11
利用見込量	日/月	76.8	135.3	161.2	200	220	240

d. 就労移行支援		実績値			計画値		
	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人	10.6	10.7	6.7	9	10	11
利用見込量	日/月	188.5	194.2	135.7	180	195	210

e. 就労継続支援A型		実績値			計画値		
	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人	59.0	61.3	62.2	63	63	63
利用見込量	日/月	1,111.3	1,144.8	1,183.2	1,200	1,200	1,200

f. 就労継続支援B型		実績値			計画値		
	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人	154.2	162.7	160.7	175	185	185
利用見込量	日/月	2,553.1	2,777.5	2,848.7	3,180	3,265	3,265

g. 就労定着支援		実績値			計画値		
	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人	1.0	2.2	3.2	4	5	6

h. 療養介護		実績値			計画値		
	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人	16.2	16.6	17.0	17	17	17

i. 短期入所（福祉型）		実績値			計画値		
	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人	12.0	10.0	7.3	10	10	10
利用見込量	日／月	85.5	81.5	81.3	75	75	75

j. 短期入所（医療型）		実績値			計画値		
	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人	0	0.1	0.2	2	2	2
利用見込量	日／月	0	0.3	0.2	10	10	10

※実利用人数は、1年間に利用した実際の人数の月平均

※利用見込量「日／月」は、1年間に利用した日数の月平均

- ・利用者自身が障がいや生活環境に適した事業所を選べるよう、事業所情報の提供を行います。
- ・障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に努めるとともに、笠岡市・里庄町自立支援協議会を中心に事業所間の情報連携を図ることにより、サービスの充実を図っていきます。
- ・サービスを必要とする対象者に、必要なサービス量が確保できるよう事業所情報を提供していきます。
- ・日中活動系サービス事業所の確保のため、本市として施設の開設整備に係る独自補助金を引き続き継続して行います。

(ウ) 居住系サービス

a. 自立生活援助		実績値			計画値		
	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用人数	人	0.0	0.0	0.0	1	1	1

b. 共同生活援助		実績値			計画値		
	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用人数	人	58.8	59.3	62.2	62	63	64

c. 施設入所支援		実績値			計画値		
	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用人数	人	69.7	69.1	66.8	64	63	62

(エ) 相談支援

a. 計画相談支援		実績値			計画値		
	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用人数	人	58.0	69.8	85.0	100	110	120

b. 地域移行支援		実績値			計画値		
	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用人数	人	0.6	0.3	1.0	2	2	2

c. 地域定着支援		実績値			計画値		
	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用人数	人	0.3	0.9	1.0	2	2	2

※実利用人数は、1年間に利用した実際の人数の月平均

- ・共同生活援助（グループホーム）確保については、本市として施設の開設整備に係る独自補助金を引き続き継続して行います。

（3）地域生活支援事業の見込量

- ・地域生活支援事業は、障がいのある人がその有する能力や適性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じたサービスを提供する事業です。
- ・各種事業については、過去3年間の実績を基に第6期の計画値を定めました。ただし、令和2年度のみ前期6ヶ月を参考にした見込値です。

（ア） 必須事業

サービス種類	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所数	3	3	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	設置の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件/年	4	6	7	8	9	10
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	件/年	126	153	140	150	150	150
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	3	2	2	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	6	8	8	8	8	8
在宅療養等支援用具	件/年	4	3	3	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	15	12	12	12	12	12
排せつ管理支援用具	件/年	369	379	379	380	380	380
住宅改修費	件/年	3	1	1	1	1	1

サービス種類	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習 修了者数	10	5	5	10	10	10
移動支援事業	延べ人数	252	177	150	160	170	170
	時間/年	1,075	900	700	800	850	850
地域活動支援センターⅠ型	事業所数	1	1	1	1	1	1
	年間利用実人数	29	26	20	20	20	20
地域活動支援センターⅡ型	事業所数	1	1	1	1	1	1
	年間利用実人数	13	12	10	10	10	10
地域活動支援センターⅢ型	事業所数	2	2	1	1	1	1
	年間利用実人数	11	10	10	10	10	10

(イ) 任意事業

サービス種類	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活訓練事業	回/年	8	8	8	8	8	8
日中一時支援事業	事業所数	21	22	23	23	23	23
	年間延べ利用回数	5,268	5,120	5,000	5,200	5,200	5,200
訪問入浴サービス事業	事業所数	2	2	2	2	2	2
	年間延べ利用回数	21	88	172	172	172	172
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回数	3	3	1	3	3
	芸術・文化講座開催等事業	回数	1	1	1	1	1
	点字・声の広報等発行事業	回数	20	20	20	20	20
	奉仕員養成研修事業	講座数	3	3	3	3	3
	自動車改造助成事業	年間件数	3	3	3	3	3
権利擁護支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

- ・サービス利用が必要な対象者に、必要なサービスが確保できるよう、サービス提供事業所の情報について、市内外の事業所情報の把握を行うとともに、内容の周知等を積極的に行います。また、利用促進につなげるため広く情報提供を行います。

## 2 笠岡市障がい児福祉計画（第2期）

児童福祉法第33条の19に規定する国が定めた基本方針に基づき、成果目標と障害児通所支援等の必要な量の見込みを定めます。

### （1）成果目標

#### ① 障害児支援の提供体制の整備等

##### 【目標】

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置する。
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する。
- ・ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所，放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保する。
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場を設置し，コーディネーターを配置する。

項目	目標（令和5年度）
児童発達支援センターの設置	1か所設置済
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所設置済
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所設置
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	設置済
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	1名配置

(2) 障害児通所支援等の見込量

各種サービスについては、過去3年間の実績を基に第6期の計画値を定めました。実績値は、それぞれ1年間の平均値を掲示しています。ただし、令和2年度のみ前期6ヶ月の平均値です。

a. 児童発達支援		実績値			計画値		
	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用人数	人	65.5	68.0	62.8	72	72	72
利用見込量	日/月	508.3	450.2	403.0	450	450	450

b. 医療型児童発達支援		実績値			計画値		
	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用人数	人	1.0	1.0	0.7	1	1	1
利用見込量	日/月	3.5	4.0	2.5	4	4	4

c. 放課後等デイサービス		実績値			計画値		
	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用人数	人	81.0	108.6	126.5	133	140	147
利用見込量	日/月	630.1	862.1	918.8	960	1,016	1,072

d. 保育所等訪問支援		実績値			計画値		
	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用人数	人	0.4	0.3	0.8	1	1	1
利用見込量	日/月	0.5	0.3	0.8	1	1	1

e. 居宅訪問型児童発達支援		実績値			計画値		
	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用人数	人	0.0	0.0	0.0	1	1	1
利用見込量	日/月	0.0	0.0	0.0	10	10	10

f. 障害児相談支援		実績値			計画値		
	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用人数	人	18.4	19.3	19.3	50	50	50

※実利用人数は、1年間に利用した実際の人数の月平均

※利用見込量「日／月」は、1年間に利用した日数の月平均

※f. 障害児相談支援の計画値は、各年度3月末時点の数値

- ・早期の療育が必要な児童に、必要とされる障害児サービス等が提供できるよう、サービス事業所や子育て支援課、岡山県のペアレント・メンター事業等との連携を進めていきます。

※ペアレント・メンターとは、発達障がいのあるお子さんを育ててこられた保護者の方でかつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた方を岡山県が指定しているもので、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供しています。

## 資料編

### 1 用語集

#### ア行

##### **井笠管内（井笠圏域）（いかさかんない）（いかさけんいき）**

笠岡市，井原市，浅口市，里庄町，矢掛町の3市2町のこと。

##### **井笠地域障害者自立支援協議会（いかさちいきしょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい）**

2007（平成19）年2月から2020（令和2）年3月まで活動していた障害者自立支援協議会で，笠岡市，井原市，浅口市，里庄町，矢掛町の3市2町が設置主体の障害者総合支援法に位置付けられた団体。当事者・家族団体等，訪問介護事業者，作業所・施設関係，病院関係，学校関係，ボランティア・その他の団体，市町・県・国の機関や教育委員会，民生委員，相談支援事業所が参加していた。

##### **一般就労（いっぱんしゅうろう）**

障がい者就労に関する行政用語であり，障がいのある人が一般企業に採用されて一般の人と共に働くこと。

##### **音声言語機能障害（おんせいげんごきのうしょうがい）**

音声機能又は言語機能に著しい障がいのある人で，音声，言語のみを用いて意思を疎通することが難しい人。

#### カ行

##### **笠岡市・里庄町相談支援センター（かさおかし・さとしょうちょうそうだんしえんせんたー）**

2020（令和2）年3月まで井笠圏域の障がい者等の相談に対応していた「井笠圏域障害者相談支援センター」が，地域に密着した障がい者等からの相談に対応するために体制を見直し，2020（令和2）年4月から笠岡市・里庄町の1市1町の障がい者等への相談に対応する体制として作られた相談支援センター。

##### **笠岡市・里庄町自立支援協議会（かさおかし・さとしょうちょうじりつしえんきょうぎかい）**

2020（令和2）年3月で，それまで活動していた井笠地域障害者自立支援協議会が地域に密着した障がい者等の支援のための協議会とするため解散した。その後を引継ぎ2020（令和2）年10月に笠岡市，里庄町の1市1町が設置主体となって新しく作られた障害者自立支援協議会で，障害者総合支援法に位置付けられた団体。参加団体は当事者・家族団体等，訪問介護事業者，作業所・施設関係，病院関係，学校関係，ボランティア・その他の団体，市町・県・国の機関や教育委員会，民生委員，相談支援事業所が参加である。

**笠岡市福祉施策審議会（かさおかしふくししさくしんぎかい）**

市長の附属機関として、市長からの諮問に応じて、福祉問題の総合的な施策の樹立及び推進に関して審議・調査等を行う。笠岡医師会、笠岡歯科医師会、障害福祉サービス事業所、家族会、行政機関等に加え、公募市民を含む15名以内で構成する組織。

**倉敷障がい者就業・生活支援センター（くらしきしょうがいしゃしゅうぎょう・せいかつしえんせんたー）**

障害者雇用促進法に基づき、岡山県知事が指定した機関。障がいのある人が身近な地域で働く力を身につける「就労支援」や働くための生活習慣の形成や金銭管理等の「生活支援」に取り組み、また、企業に対しても障がい者雇用に対する不安を少しでも取り除くことができるように働きかけをする機関。

**合理的配慮（ごうりてきはいりよ）**

障害者権利条約及び障害者基本計画で定義された言葉。障がいのある人が他の人と平等に基本的人権を享受できるよう、周囲の人々が一人ひとりの障がいの特性を考えて、障がいがあることで生じる不利益を解消するための適切な対応や調整を過大な負担がかからない範囲で行うこと。

## サ行

**児童発達支援センター（じどうはったつしえんせんたー）**

発達や運動機能に心配のある児童を対象に相談員、言語聴覚士、心理士、保育士、理学療法士、保健師などの専門の職員が相談及び指導・訓練の療育を行っている施設。

**児童福祉法（じどうふくしほう）**

基本的には、困窮する子どもの保護、救済とともに、次代を担う全ての子どもが健やかに生まれ心身共に成長をし、等しくその生活が保障されるよう、児童福祉の基盤として位置づけられている。

**手話通訳者（しゅわつうやくしゃ）・手話奉仕員（しゅわほうしん）**

手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人のコミュニケーションの仲介・伝達等を図る人。

**障害者自立支援協議会（しょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい）**

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに監視、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。

**障害者自立支援法（しょうがいしゃじりつしえんほう）**

身体障がい・知的障がい・精神障がいがある人に対する福祉サービスを一元化することや、利用者負担などを定めた法律。

**障害者総合支援法（しょうがいしゃそうごうしえんほう）**

障がい者にとってより平等かつ公平な社会となるよう、障害者自立支援法に代わる新たな方向性として2013（平成25）年4月に施行された法律。

**障害者手帳（しょうがいしゃてちょう）**

一定の障がいのある人に対して発行される「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」を指す。

**障害福祉サービス（しょうがいふくしサービス）**

利用者自らサービスを選択し、契約により居宅及び施設で利用できるサービス（費用は原則1割負担）のこと。

**身体障害（しんたいしょうがい）**

目や耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障害をいう。

**身体障害者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう）**

身体に一定の障害のある人が、各種の福祉サービスを利用するのに必要な手帳。

**精神障害（せいしんしょうがい）**

精神機能の障害（精神疾患）のため、長期にわたり日常生活または社会生活に制限を受け、何らかの支援を必要とする状態をいう。

**精神障害者保健福祉手帳（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）**

一定程度の精神障害の状態にあり、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象に認定する手帳。

## 夕行

**知的障害（ちてきしょうがい）**

心身の発達期（概ね18歳まで）に現れた、生活上の適応障害を伴う知的機能障害のため、医療、教育、福祉の援助を要する者をいう。

**聴覚・平衡機能障害（ちょうかく・へいこうきのうしょうがい）**

「聴覚障害」は聴覚に障がいのある人を指す。「平衡機能障害」は姿勢を調整する機能の障害であり、四肢体幹に異常がないにも関わらず起立や歩行に何らかの異常が見られ、身体の平衡を保つ事が難しい人を指す。

**特別支援学校（とくべつしえんがっこう）**

障がいのある人等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

## ハ行

**発達障害**（はったつしょうがい）

乳児期から幼児期にかけて発達の「遅れ」や質的な「歪み」、または機能の修得が困難となる心身の障がい。発達障害者支援法では自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において出現するもの。

**ハローワーク**（はろーわーく）

国の厚生労働省が運営する就職支援・雇用促進のための求人・相談・指導等のサービスを提供する施設。

**保健所**（ほけんしょ）

地域住民の健康や衛生を支える公的機関の一つのこと。医師や保健師等を置き、衛生思想の普及・向上、栄養の改善、衛生の指導、病気の予防等を行う。

## ヤ行

**要約筆記者**（ようやくひっきしゃ）

言葉や音の情報を紙に書いて耳が不自由な人に情報を伝える人のこと。

## ラ行

**療育**（りょういく）

障がいのある児童が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。

**療育手帳**（りょういくてちょう）

知的に発達の遅れがあるため、社会生活に適応が難しいと判定された知的障がいのある人に交付される手帳。療育手帳は全国共通の制度ではなく、運用は自治体によって違う。

## 2 笠岡市福祉施策審議会条例

平成 12 年 9 月 14 日

条例第 59 号

(設置)

第 1 条 市長の附属機関として、笠岡市福祉施策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議及び調査等を行う。

(1) 福祉問題(笠岡市子ども・子育て推進会議条例(平成 25 年笠岡市条例第 24 号)第 2 条に掲げる事項は、除く。)に関する総合的な施策の樹立に関すること。

(2) 福祉問題(笠岡市子ども・子育て推進会議条例(平成 25 年笠岡市条例第 24 号)第 2 条に掲げる事項は、除く。)に関する施策の推進に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項について市長及び関係機関等に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 各種団体の推薦する者

(3) 識見を有する者

(4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したとき、その職を解かれるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、健康福祉部において行う。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(笠岡市障害者施策推進協議会条例の廃止)

2 笠岡市障害者施策推進協議会条例(昭和 56 年笠岡市条例第 23 号)は、廃止する。

(招集の特例)

3 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会は、市長が招集する。

附 則(平成 12 年 12 月 12 日条例第 76 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 5 月 20 日条例第 25 号)

この条例は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 12 日条例第 3 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 30 日条例第 24 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### 3 笠岡市福祉施策審議会 委員名簿

(敬称略・順不同)

氏名	区分	役職
猪木 篤弘	笠岡医師会	委員長
宇野 均恵	認定 NPO 法人 ハーモニーネット未来	副委員長
田中 賢治	笠岡・小田歯科医師会	
數口 悦子	笠岡市民生委員児童委員協議会	
馬越 京子	岡山県備中保健所井笠支所	
石井 啓弑 (※)	笠岡市教育委員会	
川崎 榮子	NPO 法人 すみれ会	
野村 泉	笠岡市手をつなぐ親の会	
中野 年朗	社会福祉法人 笠岡市社会福祉事業会	
藤本 晶子	社会福祉法人 笠岡市社会福祉協議会	
原田 雅寿	社会福祉法人 敬業会	
平野 勲	笠岡市老人クラブ連合会	
柚木 義和	NPO 法人 笠岡市を元気にする会	
高田 真吾	笠岡市・里庄町相談支援センター	
小山 恵子	一般市民 (公募)	

※ 三谷信恵委員は、笠岡市教育委員会委員の満了により、新たに石井啓弑委員に10月1日より変更となりました。